

宝達志水町の被災者支援

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害で被害にあわれた方へ

令和8年9月25日現在

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害で被害にあわれた方へ、心よりお見舞い申し上げます。安心安全な生活に戻ることができるよう、各種支援制度をご案内します。

被害に遭った場所の写真撮影をお願いします

《建物の外の写真》

- ・ 建物の全景を撮る
- ・ 4方向から撮る
- ・ 浸水した場合は浸水の高さがわかるようにメジャーなどをあてて写真を撮る

《建物の中の写真》

- ・ 被害に遭った部屋ごとの全景を撮る
- ・ 被害に遭った家財道具ごとに撮る
- ・ 浸水した場合は浸水の高さがわかるようにメジャーなどをあてて写真を撮る

撮影した写真は、り災証明や保険金の請求などに活用できます。「片付ける前、修理の前」に撮影をお願いします。



罹(り)災証明書、被災証明書、罹災届出書の発行

税務住民課 電話 29-8150

○罹災証明書

- ・ 対象 住家（災害発生時において、現実に居住のために使っている建物）
- ・ 現地調査 写真等により床下浸水が明らかな場合は、現地調査を省略します。

○被災証明書

- ・ 対象 非住家の家屋（納屋、倉庫等）

○罹災届出書

- ・ 対象 カーポート、フェンス、車両、家財など
- ・ 証明事項 被害の程度ではなく、被害の届出があったことを証明するものです。
- ・ 現地調査 実施しません。被害物件毎に写真を撮影して提出してください。

【申請期限】

- ・ 当面の間（時間経過により判定が困難になります。早期の申請をお願いします。）

【申請に必要なもの】

- ・ 申請書（税務住民課窓口、ホームページからもダウンロードできます。）
- ・ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
- ・ 被害の状況が確認できる写真等
- ・ 代理人が申請する場合は委任状

【受付時間】

- ・ 平日 午前9時～12時 午後1時～4時（土日祝日を除く）

令和8年8月27日からの大雨に伴う宝達志水町の主な被災者支援

被災した町民の皆様に対する主な支援をまとめました。
詳しくは問い合わせ先にご連絡ください。

令和8年9月25日現在

項 目		内 容	罹災証明書 の要否	問い合わせ先
総合相談	被災に関する困りごとの各種相談	被災者支援総合窓口（役場 2 階総務課）にて相談を受けて、担当課へ案内	不要	総務課兼復興推進室 0767-29-8210
	消費生活相談	大雨災害後の不安につけ込んだ詐欺や悪質な訪問販売について、不審に思いましたら相談してください。	不要	石川県消費生活支援センター 076-255-2120
	被災者支援相談	空き家、成年後見、多重債務、破産、離婚・養育費、給与未払い等	不要	石川県司法書士会 076-291-7070
	生活支援窓口案内ガイドブック	石川行政評価事務所では、大雨災害による災害被災者への情報提供のために『生活窓口案内（ガイドブック）』を作成しています。情報提供の最新内容については、上記webサイトをご確認ください。	不要	石川行政評価事務所 076-222-5232
建物の被災程度 の証明	罹災証明の発行	自然災害による住家（居住のために使っている建物）の被害について、町が被害認定調査を行い、被害の程度を証明します。	不要	税務住民課（税務係） 0767-29-8150
見舞金	災害見舞金の支給（住宅） （令和8年9月25日追加）	住宅が被災し、宝達志水町の罹災証明の交付を受けた世帯に見舞金を支給 【申請期限】令和9年3月31日（水）まで 【支給額】 ア 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊 200,000円 イ 準半壊 100,000円 ウ 一部損壊 20,000円 【申請に必要なもの】 ア 申請書（町ホームページに掲載、受付窓口にも設置） イ 罹災証明書の写し ウ 通帳やキャッシュカードなどの写し ※ 金融機関・支店・口座番号及び名義人のカナ氏名が分かるもの。 （注意）原則世帯主が申請者（見舞金受取者）となる。世帯主以外の方が申請される場合は、委任状が必要。	必要	健康福祉課 0767-28-5506
	災害見舞金の支給（車両） （令和8年9月25日追加）	大雨により使用不能となった自家用車の使用者に見舞金を支給（自動車検査証または自動車検査証記録事項に記載の使用者） ※令和8年8月27日時点で宝達志水町に住民登録のある人が対象 【申請期限】令和9年3月31日（水）まで 【支給額】自家用車1台につき15,000円 【申請に必要なもの】 ア 申請書（町ホームページに掲載、受付窓口にも設置） イ 自動車検査証または自動車検査証記録事項の写し ウ 廃車証明書など自家用車が使用不能となったことが分かる書類の写し エ 通帳やキャッシュカードなどの写し ※ 金融機関・支店・口座番号及び名義人のカナ氏名が分かるもの。 （注意）原則自家用車の使用者が申請者となる。自動車検査証記録事項の使用者と申請者（実際の使用者）が異なる場合、同意書が必要	不要	健康福祉課 0767-28-5506
	災害見舞金の支給	災害により負傷、疾病で精神又は身体に重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢 ひじ関節以上切断等）が生じた方に対して支給 【支給額】 ア 生計維持者 250万円 イ その他の者 125万円	必要	健康福祉課 0767-28-5506
	災害弔慰金の支給	災害により亡くなられた方の遺族に対して支給 【受給遺族】 ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。） 【支給額】 ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円	必要	健康福祉課 0767-28-5506

項 目		内 容	罹災証明書 の要否	問い合わせ先
生活支援	国民年金保険料の免除	国民年金第1号被保険者で、災害等で大きな被害を受けたため保険料の納付が困難な方（住宅、家財その他財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象）	必要	税務住民課 （住民係） 0767-29-8120
	学用品の給与	床上浸水による喪失若しくは損傷し、学用品を使用することができなくなった児童生徒に対して、必要な学用品を給与	必要	学校教育課 0767-29-8300
	児童扶養手当の特例措置 （令和8年9月4日追加）	災害により住宅等の2分の1以上の損害を被った場合、児童扶養手当の所得制限を一時的に解除して全部支給となる特例措置を受けることができます。	必要	子育て応援室 0767-28-5526
	放課後児童クラブの利用料の免除	被災された方を対象に、被害の状況に応じて利用料が免除される場合があります。	必要	子育て応援室 0767-28-5526
	NHK受信料の免除 （令和8年9月7日追加）	被災された方（一部損壊を除く）を対象に、被害の状況に応じて受信料が免除される場合があります。 免除の期間：令和8年8月～9月（2ヶ月間）	必要	総務課兼復興推進室 0767-29-8210
	上下水道料金の減免	被災された方を対象に上下水道基本料金を減免します。 【減免の期間】令和8年11月検針分 （令和8年9月～同年10月使用分）	必要	地域整備課 0767-29-8160
	レンタカーの無償提供 （令和8年9月11日追加） 	自動車が被災した方を対象に、一般社団法人日本カーシェアリング協会が車両を無償で貸し出します。 【対象となる方】 ・水害により車が動かなくなった方 ・片付けなどで軽トラックが必要な方 【実施期間】12月25日（金）まで 【事前申込・予約方法（1・2のいずれか）】 1 電話での申込み 申 込 先：一般社団法人日本カーシェアリング協会 電話番号：050-5799-4740 受付時間：10:00～16:00（定休日：水・日・祝） 2 WEBでの申込み（24時間申込みが可能）	不要	一般社団法人日本カーシェアリング協会 050-5799-4740
資金貸付	災害援護資金の貸付	災害により、被害を受けた世帯の世帯主に、生活の立て直しに必要な資金を貸付け ※世帯の被害の種類及び程度に応じた額 ア 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷がある場合 上 限 350万円 イ 世帯主の負傷がない場合 上 限 250万円	必要	健康福祉課 0767-28-5506
空き家等の解体	危険老朽空き家等の解体支援補助金	老朽危険空き家等の除却に対し、除却費用の一部を補助 ・除却費用の1/2以内、上限100万円	不要	地域整備課 0767-29-8160
がけ地対策	がけ地の災害防止及び応急防災工事	個人が所有する「がけ地等」による災害の未然防止、また、既に発生したがけ崩れの被害拡大を防止するために行う工事の経費を一部補助 ・がけ地の整備工事費用の1/2、上限1,000,000円 ・土砂及び倒木等の障害物除去、その他応急的な措置の工事費用の1/2、上限300,000円	不要	地域整備課 0767-29-8160
災害ゴミ	災害ゴミの処理手数料免除	羽咋郡市広域圏事務組合リサイクルセンター（クリンクルはくい）へ自己搬入の場合は、減免対応。 ※事前に環境安全課で申請要。 期間 8/28（金）～当面の間 ※搬入は土曜午後・日曜は除く。	不要	環境安全課 0767-29-8140
	町指定ゴミ袋の配布	罹災証明（被災証明）の申請者に対し、被害状況によって町指定ゴミ袋を配布する。 【床下浸水】ゴミ袋10枚入り3袋 【床上浸水】ゴミ袋10枚入り10袋 【土砂災害】ゴミ袋10枚入り10袋	（罹災証明申請時）	環境安全課 0767-29-8140
家屋の感染症対策	浸水した家屋の消毒	消毒液の配布 【対象】床上浸水した家屋等 * 床下浸水は消毒不要 【配布する消毒液】10%塩化ベンザルコニウム 【配布数】世帯1本 対象の方以外で配布希望の場合は、お問い合わせください。	（罹災証明申請時）	健康づくり推進室 0767-23-4545

項 目		内 容	罹災証明書 の要否	問い合わせ先
家屋乾燥	大型扇風機の貸し出しまたは小型サーキュレーターの貸し出し (令和8年9月25日修正)	床上・床下浸水の被災住宅に大型扇風機等を貸し出し。 ※貸し出す扇風機等によっては組立・解体が必要なものがあります。区長を通じて希望数を取りまとめ、調整した上で貸し出しします。	不要	環境安全課 0767-29-8140
被災住宅 の支援	住宅の緊急修理（9月27日完了分） (令和8年9月4日「期限修正」)	準半壊程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある世帯 ※納屋や車庫、空き家は対象となりません。 限度額：1世帯あたり56,400円	不要	総務課兼復興推進室 0767-29-8210
	住宅の応急修理 (11/26完了分まで)	対象世帯：大雨による被害を受けた住宅が罹災証明書で、「半壊」以上または「準半壊」の被害を受けた世帯 対象建物：令和8年8月27日からの大雨により被害を受けた住宅 ※納屋や車庫、空き家は対象となりません。 1世帯あたり 半壊以上：757,000円以内 準半壊：367,000円以内	必要	総務課兼復興推進室 0767-29-8210
仮住まい の提供	町営住宅等への緊急入居（一時使用） (令和8年9月4日追加)	町営住宅等の一時使用 使用の期間：入居日から3か月以内 募集団地：河原団地(河原)、ほうだつ団地(小川) やわらぎ団地(敷浪) 免除となるもの：家賃、敷金、保証人の設定 入居者の負担：光熱水費、駐車場料金、共益費等	必要	地域整備課 0767-29-8160
	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅） (令和8年9月4日追加)	民間賃貸住宅を応急仮設住宅として利用 対象者：「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みにより住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方など 物件の条件：不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること 免除となるもの：家賃、共益費、退去修繕負担金、礼金、仲介手数料、入居時鍵交換費 入居者の負担：光熱水費、駐車場料金等 利用可能期間：入居日から2年以内 ※応急修理制度を併用する場合は、応急修理の申込日から6か月以内	必要	地域整備課 0767-29-8160
	県営住宅 (令和8年9月4日追加)	令和8年8月28日から提供可能（30戸） 申込先：県営住宅管理センター平和町店 電話番号 076-241-5370	必要	地域整備課 0767-29-8160
農林業	農地や農業用施設等に係る災害復旧支援	農林水産課又は、お住まいの地区の区長にご相談ください	不要	農林水産課 0767-29-8240
こころの 相談	被災者のこころのケアに関する相談窓口について	1 被災者こころの相談ダイヤル 電話番号 0120-333-247 (フリーダイヤル) 相談時間 平日9時～12時、13時～16時 (年末年始除く) 2 石川県能登中部保健福祉センター 電話番号 0767-53-6894 相談時間 平日8時30分～17時45分 (年末年始除く)	不要	健康づくり推進室 0767-23-4545